**令和４年度　第１回　大阪府障がい者自立支援協議会**

**ケアマネジメント推進部会**

**日時：令和４年１２月５日（月曜日）**

**午後６時から午後８時まで**

**場所：ウェブ会議システムにて開催**

**（傍聴会場：大阪府立障がい者自立センター１階　大会議室）**

議題：１　市町村における相談支援体制の再構築について

２　令和４年度障がい者相談支援事業の実施状況等の調査結果概要

３　その他

概要

**１　議題１「市町村における相談支援体制の再構築について」**

（事務局）

　ただいまから「令和４年度第１回大阪府障がい者自立支援協議会ケアマネジメント推進部会」を開催させていただきます。委員の皆さまには、ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。私は本日の司会進行を務めさせていただきます事務局の障がい福祉室地域生活支援課の柚木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

　初めに、大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課長よりごあいさつをいたします。

（事務局）

　着座にてごあいさつさせていただきます。ただいま紹介のありました、大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課長の高橋でございます。大阪府障がい者自立支援協議会ケアマネジメント推進部会の今年度の第１回の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

　委員の皆さま方には、大変お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。本部会は、これまで障がい者ケアマネジメント従事者の人材育成を中心にご審議をいただいていたところですが、市町村における相談支援体制の強化・充実に向けて、ご審議いただけるよう、担任事務及び委員委嘱期間を見直し、衣替えをいたしました。本部会の委員をお引き受けいただきましたこと、重ねてお礼申し上げます。

　障がいのある方々が自分の望む地域で安心して希望される生活、暮らしをされるためには、地域における相談支援体制の整備は、今後ますます重要となってまいります。また、現在、府自立支援協議会でも障がいのある方の地域移行を支えるための支援体制について議論がされているところであり、相談支援に求められる役割や相談支援専門員への期待が高まってきております。

　本日は、「市町村における相談支援体制の再構築」という非常に大きなテーマのうち、障がいのある方々の地域生活を支える上での相談支援体制のあり方について、皆さま方が日々ご尽力いただいております豊富なご経験や深い見識をもちまして、忌憚なくご議論いただけることをお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私からのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

（事務局）

　それでは、本日ご出席の委員の皆さまを、部会長と委員氏名の５０音順で、ご紹介させていただきます。

　東大阪大学　こども学部　こども学科　教授の潮谷　光人（しおたに　こうじん）部会長でございます。

　関西福祉科学大学　社会福祉学部　社会福祉学科　准教授の小口 将典（おぐち　まさのり）委員でございます。

　門真市　保健福祉部　障がい福祉課長の木本　吉則（きもと　よしのり）委員でございます。

　社会福祉法人　東大阪市社会福祉事業団　基幹相談支援センター　所長の児玉　祐子（こだま　ゆうこ）委員でございます。

　特定非営利活動法人　サポートグループ　ほわほわの会　代表理事の宮﨑　充弘（みやざき　みつひろ）委員でございます。

　本日は、５名の委員、全ての方が出席されておられますので、本部会運営要綱の第５条第２項の規定により、出席委員が過半数に達しており、会議が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

　続きまして、事務局ですが、地域生活支援課及び障がい者自立相談支援センターの担当職員が出席させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

　それでは、事前にお配りしています資料を確認させていただきます。

　まず、本日の次第、本部会の運営要綱、委員名簿、配席図。

　資料１としまして「市町村における相談支援体制の再構築について」。

　資料２としまして、「令和４年度障がい者相談支援事業の実施状況等の調査結果概要」。

　参考資料１としまして、「大阪府相談支援従事者研修の実施状況」。

　参考資料２としまして、「令和４年度障がい者相談支援事業の実施状況等の調査項目（府独自調査分）」でございます。

　資料の方は大丈夫でしょうか。なお、本会議は、大阪府会議の公開に関する指針及び本部会運営要綱第９条の規定に基づき公開とさせていただきます。また、本会議は「Ｚｏｏｍミーティング」を使用し、オンラインで開催いたします。会議中は、ビデオを顔が見える状態にしていただき、マイクはミュートの状態でご参加いただき、ご発言の際はミュートを解除し、ご発言をお願いいたします。

　ご発言に当たりましては、部会長の指名を受けた後に、お名前とご発言をお願いいたします。発言が終わりましたら、マイクを再びミュートの状態に戻してください。また、議事録等の作成のため、録音をさせていただきますので、あらかじめご了承を願います。

　それでは本日の議事に入らせていただきます。ここからの議事進行につきましては、部会長にお願いしたいと存じます。部会長、どうぞよろしくお願いいたします。

（部会長）

　あらためまして、こんばんは。東大阪大学の潮谷（しおたに）といいます。僭越ながら部会長を務めさせてもらいます。今年度から、この自立支援協議会のケアマネジメント推進部会については、担任事務が変更になっております。大きな体制ということで、相談支援体制の構築、市町村の中において三層構造というところのあり方を検討していくということが担任事務になっております。委員の方も、新しく刷新したという状況の中で、皆さん忌憚のないご意見を出していただけたらと思っています。

　今日は、そういった担任事務の変更というところの背景についてお話しいただくということと、もう一つ、大阪府自立支援協議会の方で、施設から地域移行を進めていくための取組みについて検討がなされております。そういう中において、相談支援というものがどういった役割を果たすかということについても、皆さんのご意見を出していただけたらと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

　それでは早速検討テーマ１の論点①について、事務局の方からご説明をお願いいたします。

（事務局）

　大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課です。どうぞよろしくお願いいたします。資料を画面共有させていただきますので、しばらくお待ちください。

　それでは、資料１から順番にご説明させていただきます。まず、「令和４年度ケアマネジメント推進部会における検討事項（テーマ：市町村における相談支援体制の再構築について）」ご説明させていただきます。

　まず、検討の背景でございますが、先程課長のあいさつにございましたように、ケアマネジメント推進部会につきましては、これまで、障がい者ケアマネジメント従事者の養成・確保にかかる調査審議を行うということで、人材育成を中心に議論してまいりましたが、より幅広い観点から議論するため、担任事務を、ケアマネジメント体制にかかる調査審議に改正をいたしたところでございます。また、併せまして、委員の任期につきましても、１年から２年に改正いたしました。

　今年度の検討テーマといたしましては、相談支援の中核的役割を果たす基幹相談支援センターの機能強化でありますとか、地域実情に応じた相談支援体制の再構築への取組みを支援することで、市町村における相談支援体制の強化・充実を図ることとしています。

次に、これまで本部会において把握してきた相談支援体制の課題でございますが、大きく分けますと、相談支援の組織にかかる課題と、相談支援に従事する人材にかかる課題と認識しています。

　まず、相談支援の組織にかかる課題ですが、一つ目は、基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、指定特定相談支援事業所の、いわゆる三層構造の各機関が抱える課題です。各機関の役割の整理と連携強化、また地域の中核的な役割のある基幹相談支援センター設置の必要性及び役割等でございます。

　二つ目は、地域資源等にかかる課題で、受け皿となる地域資源の拡充・開発、更なる連携、地域自立支援協議会の活性化等です。

　三つ目は、報酬の低さや、セルフプラン等の増加、一人事業所が約半数を占めるなど、相談支援事業所の安定した経営基盤にかかる課題です。

　次に、相談支援に従事する人材の量の確保と質の課題ですが、相談支援専門員に求められる幅広い業務量、一人当たりの担当ケース数の多さ、報酬の低さ、セルフプランの課題等から、人材が不足しています。

　質の向上につきましても、本人中心かつ的確なニーズアセスメント、障がい状態・種別の複雑さから求められる専門性への課題、研修修了者の確実な配置等が挙げられております。

　検討の方向といたしましては、市町村により、基幹センターの未設置や、同一事業所で基幹と委託を実施している場合など、役割のあいまいさ等の課題があり、三層構造の機能・役割の整理が必要であること。

　地域で障がい者を支えていくためには、各市町村の体制や活用可能な資源を吟味した上で、求められる相談支援体制を検討する必要があること。

　障害者総合支援法の３年後の見直しに際しては、自立支援協議会に守秘義務が規定される見込みであり、個別事例検討の必要性が指摘されていること。

　また、大阪府障がい者自立支援協議会におきましても、今年度、施設からの「地域移行」をテーマに議論がされており、その中で相談支援体制の脆弱さが指摘されているところです。

　このような状況の中、当部会におきましては、令和４年、５年の２カ年で検討してまいりたいと考えております。まず一つ目に、地域移行を一つの切り口といたしまして、相談支援体制と人材育成については、地域移行を進める上で、根幹をなすものでございます。

　次に、テーマ２では、「市町村の相談支援の機能を発揮するために」として、まず、三層構造における役割分担等の整理等から検討いたしまして、さらに、テーマ３として、「これからの人材育成と確保」をテーマに、検討を進めてまいります。

　スケジュールといたしましては、本日第１回目はテーマ１を議論いたしまして、これを取りまとめ、第２回、３月を予定しておりますが、第２回以降につきましては、テーマ１の議論を踏まえまして、根幹となる部分のテーマ２、３について、令和４年度、５年度で継続してご審議いただきたいと考えています。

　次に、資料の２ページになります。「障がい者の地域移行を支えるための相談支援体制について」というテーマ１に沿って、市町村における入所施設から地域移行に関する取組状況を取りまとめたものでございます。この資料につきましては、令和４年９月２２日の大阪府自立支援協議会から抜粋したものとなっております。

　データ１にございます通り、入所施設からの地域移行に関する取組みの中心となっている機関は、市町村、基幹相談支援センター、自立支援協議会等となっております。入所施設や精神科病院からの地域移行につきましては、全ての市町村に部会等が設置され、検討されていますが、そのうち、入所施設者の地域移行の検討をしているのは、１９市町村で、部会に障がい支援施設が参加しているのは１８市町村となっております。

　次に、市町村における地域移行への取組みとして、データ４～７にあります通り、４つの取組みについて市町村からの回答を得ております。「利用者向けの取組み」としては、地域移行時のサービス利用や事業者調整が多い一方、「家族理解のための取組み」としては、「セルフプランから計画相談の利用を働き掛けている」が多いものの、取組みを行っていない市町村が１９市町村、４５％ございました。

　取組みを行っていない理由としては、家族の希望による場合や本人へのアセスメントによる入所のため働き掛けていない場合などがございました。また、入所施設向けの取組みにつきましても「取組みは行っていない」市町村が、２３市町村と最も多い結果となっております。

　次に資料１の３ページに続けて説明させていただきます。入所施設からの地域移行を進める上で課題となっていることについては、データ８の通り、「地域の資源不足」が課題として挙がっていますが、多くの市町村においては、課題解決には進んでいない状況でございます。データ９～11につきましては、施設入所者のサービス等利用計画への地域移行に関する記載についての調査結果となっております。サービス等利用計画に地域移行の記載があったのは、１０２名で、そのうち、計画相談が８２％、セルフプランが１８％という結果でした。また、サービス等利用計画への記載がない理由につきましては、「本人への意向」が最も多く、次いで、「地域移行を進める体制が整っていない」が多くなっていました。

　サービス等利用計画に地域移行を記載していると回答している市町村では、地域移行への取組みへの回答から、関係機関連携等の強化により、地域移行を進めているという傾向が見られました。

　続きまして、資料１の４ページをご覧ください。こちらは先にご説明いたしました市町村の実態調査結果から見えてきた、地域移行における相談支援体制等の課題を整理したものでございます。まず、施設入所者のサービス等利用計画については、全員が作成されているわけではなく、入所者の移行が十分に把握されていない恐れがあること、家族の不安を軽減するための地域生活を支える環境と支援者不足であること、関係機関相互の連携、情報共有等の場が不十分であること、相談支援体制の充実だけでなく、地域生活支援拠点等の地域で支えるための社会資源が不十分であることなどが挙げられます。

　これらの課題から、論点を二つに分けました。【論点①】、入所者全ての計画相談支援を導入する体制の整備についてです。議論は進めていただくに当たって、市町村における相談支援体制の状況について、ご説明をさせていただきます。

　資料２の「令和４年度障がい者相談支援事業の実施状況等の調査結果概要」の関連項目も併せてご説明をさせていただきたいと思います。毎年実施されている国の調査に府独自の項目を追加いたしまして、市町村を通じ、府内の相談支援事業所に対し調査を実施したものでございます。数値につきましては、令和４年４月１日時点となります。なお、現時点で、国の調査結果は公表されておりませんので、この調査結果は本府が国に回答したものとなりますので、ご承知おきいただければと思います。

　まず、スライド５・６ですが、基幹相談支援センターは現在３６市町村で設置しており、委託による設置が８割を占めています。基幹相談支援センターに従事する相談支援専門員は２２０名、主任相談支援専門員が４９名となっております。

　次に、スライド８・９でございます。こちらは自立支援協議会についての項目になっております。全市町村が協議会を設置しており、３０市町村が課題別の専門部会の設置をいたしております。なお、設置状況が多いのは「就労関係」「相談支援関係」「地域移行関係」「地域生活・生活支援関係」「精神関係」などとなっております。開催実績数の多い課題については「相談支援関係」が１４７回、続いて「地域移行関係」が８０回と多くなっております。

　続いて、スライド１０・１１ですが、指定特定・指定障がい児相談支援事業所についてです。大阪府内に１，１９８事業所と昨年に比べまして５５カ所増加いたしております。また、相談支援専門員につきましても、２，４５５名で、昨年度から６２名増加いたしている状況でございます。なお、相談支援専門員が一人のいわゆる一人事業所でございますが、こちらは５７５カ所ということで、依然として相談支援事業所のうち約５割を占めている結果になっております。

　次に、スライド１２・１３ですが、市町村別の計画作成率をサービス等利用計画・障がい児利用計画別に示したものでございます。大阪府全体のセルフプランにつきましては、資料１の４ページ、参考２、右にありますように、サービス等利用計画で４１．３％、障がい児利用計画で５０．５％となっております。

　スライド１５でございますが、令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの新規・廃止事業所数について、市町村からご回答いただいた結果でございます。新規事業所が１６７カ所あった一方で、廃止した事業所は５９カ所ございました。廃止した理由といたしましては、「相談支援専門員の確保ができない」が１８カ所と多く、次いで方針転換が１０カ所となっております。また、その他の理由といたしましては、市町村の変更、兼務が困難、新規事業所立ち上げ等が挙げられております。

　次に、スライド１６でございますが、廃止した事業所に関するデータでございます。廃止した事業所５９カ所のうち、一人事業所が２２カ所となっております。また、５年以上１０年未満で廃止したところが約半数を占めているという結果になっております。廃止事業所の運営形態につきましては、相談支援事業と障がいの他の事業を実施する、が多い結果となっております。

　先程の資料１の４ページでございますが、こちらの参考１、2は、この先程の調査結果をまとめたものとなっております。また、こちらには基幹相談支援センターの役割として、主に四つの役割を記載させていただいておりますが、こちらには地域移行地域定着への取組み促進も含まれております。

　参考３につきましては、先程の市町村における入所施設からの地域移行に関する取組状況の調査結果でございまして、施設入所者の計画相談とセルフプランの割合を示したものでございます。計画相談が６４％、セルフプランが３６％という結果になってございます。

　本年度のテーマ及び論点①の説明について、事務局からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

（部会長）

今回、部会の検討テーマが三つ挙げられていて、今日に関しては、この１番の「障がい者の地域移行を支えるための相談支援体制について」ということで、皆さんにご議論いただけたらと思っています。特に、論点１ということで示された入所者全ての計画相談支援を導入する体制についてということで、ご質問やご意見等があればということで、お願いしたいと思っております。

　先程資料１の方の１枚めくっていただいたところで、まず入所者の地域移行の検討という、データ２のあたりを見ると、検討ありというような状況は一定ありますが、実際にサービス等利用計画の中に記載されているかというところにおいては、かなり少ない状況になっていて、移行については、検討を行っているが、サービス利用計画なので、セルフも多いので、個別支援計画とは別ということにはなりますが、なかなか実際の計画にも反映されていないし、実際の移行の取組みというところにも反映が弱いのかなというところで、取組みを行っていないという回答がデータの５でも高く示されている現状ということになっております。このあたりについて、皆さんご意見。施設から地域移行というところでの体制というところでご意見があれば、いただけたらと思っております。

全ての利用者の方に計画相談ができたら、そもそも地域移行ということを含むのかというところもあるのかなというふうに。

やはり入所施設に対する支援として、どういうものがあったらいいというのが、皆さんの方でありますか。

　入所施設に働き掛けたとか、こういう取組みがあれば、入所施設へ進むというような、そういったようなことは何かありますか。

施設に対して、そういったアプローチ。地域移行のためのアプローチとか、計画相談を入れていくというところで、何かいい取組みというのはありますか。

（委員）

課題は難しいですね。すごく絵に描いた餅みたいな話になってしまうかもしれませんが、この論点１の入所者全ての計画相談支援を導入する体制整備。そのためにどうしたらいいのかという話だと思いますが、要は、相談支援を入れるのは、目的とすれば入所者の方の本人の意向を確認するということだと思います。ということは、やはり相談支援専門員が役割だと思いますが、実際入所施設におられる入所者の相談支援を、要は援護の実地が付けられるのかどうかです。

　それで、一つは援護の実地が、それこそ更新時期ですね。認定調査をするとか、そういうところで相談員が、相談員というか、仕組みとして意向を確認していくということが必要だと思いますが、実際それで継続的に地域移行を進めていくことになったときに、かなり遠方、自分とこの地域ではないところにおられる場合ですね。実際、それは現実的に可能なのかなというのが一つ思ったりもしています。

（部会長）

　施設の方に、継続的に外部の相談員が入っていくという、それ自体に少し壁があるあるかなと思います。やはり地域外の施設に入所されているケースというのもありますので、そのあたり、門真の方には入所施設はないと思いますが、このあたりはいかがですか。何かそういう中でも地域移行が入所施設に対して門真の事業所であるとか、行政からアプローチしていることはありますか。

（委員）

　もともと地域であるとか、家で少し難しいというところで、遠くのところの施設に入っているということですので、実際やはり地域移行でこっちに帰ってくるというのは、事業所自体見てもらうところがないということで、しんどいのはしんどいです。

（部会長）　なかなか、他の市町村の場合、難しいですよね。

（委員）　はい。

（部会長）

　今、市町村の計画の方で、一応各入所施設６％の移行ということを掲げているとは思います。そのあたりの達成というところはいかがですか、門真の方では。他の市町村での、結局は施設での移行ということになりますよね。

（委員）　はい。少ししんどい部分があって。難しいです。

（部会長）

　もし、門真の、例えば基幹とか、指定一般の相談支援事業所のところが他の市町村の施設に出向いていって、地域移行を促すみたいな、そういったような活動は現実的かと言ったら、かなり厳しいですか。

（委員）　非常に難しいです。

（部会長）

　逆に、東大阪の方は、入所施設も幾つかあって、同じように６％の計画で掲げていると思いますが、そのあたりは、基幹として施設にアプローチとかをしている形ってありますか。

（委員）

　東大阪は、２カ所の入所施設がありますが、そこの施設と懇談会を持とうという話が数年前にありましたが、コロナで延び延びになっているのが正直なところで、今話題になっていた相談員を付けられるかどうかというところで言うと、東大阪市全体で、まだ障がい者の方は４５％前後なので、施設入所の方までに、他市の入所施設に入られている方に相談支援を付けるというのは、０ではないですが、積極的に付けているかと言ったら付けていなくて、すごく難しい状況にはなっているかなと思っています。

　市の取組みとしては、今自立支援協議会の方で、地域生活移行プロジェクトチームというのを立ち上げておりまして、実際砂川センターから地域移行をしてもらう方のケーススタディーを、関係者以外の方々にも映像を見てもらうような形で、地域移行の勉強会みたいなことをさせてもらっているのが一つと、少しでも受け皿というか、関わってもらえる人が増えるようにというので、協議会の方でさせてもらっているのが一つと。

　もう一つは、入口会議というのを設置しておりまして、メンバー的に言うと、障がい福祉の施策推進課と、基幹相談支援センターと、東大阪市には福祉事務所が３カ所ございますので、その３カ所の福祉事務所の担当の方に来ていただいて、入所申し込みを福祉事務所で受け付けております。

　申し込みに来られるということは、何らかの地域での生活のしづらさであったり、保護者の方の心配事であったりするので、そこに地域課題が多く含まれているのではないかというのがありまして、その入り口会議というのを設置しましたので、そこで出てくる人を増やすというのも一つですが、入所していく人を何とか減らせないかというので、設置してまだ２年目なので、著しい業績を上げているわけではないですが、待機リストの見直しはすることができました。

　既にグループホームに入居されている方が待機リストに１０名ほど入っていたのですが、そこを全部聞き取りし直して、入所申請を取り下げというところに結果なったので、これは一つ成果かなと思っております。

（部会長）

　一つ、やはり待機リストの見直しというのは、すごく重要なアプローチですね。施設入所という選択肢ではなく、地域生活の選択肢というところも理解してもらって、そちらにつなげることができるのであれば、そちらにつなげていくことが大事かなと思います。さらに、砂川と今移行のプロジェクトということでされているということですので、そういうところをまた、市内にある２カ所の入所施設の方も、こういうプロジェクトを知ってもらうと、やはり結構入所施設の方のイメージは、重度の方はもう地域移行ができないというイメージがすごくあると思うので、そういったような考え方というところを少し崩してもらうのも大事かなというのも思いました。

　他はどうですか。この計画相談をそもそも施設の中に全ての利用者を導入すると。そして、そこの中で地域移行とか、そういった視点も入れていくというところで進めていこうという考え方ですが、そもそも計画相談を担っている方たちは、もうケースいっぱいで、手いっぱいな状況ですよね。その状況の中で、施設の方にも計画相談を付けてくださいと言うと、結構今大阪市の計画相談の支援の検討会議に入っていますが、そういうことを言っちゃうと、ものすごく怒られそうな気がしますが。

　そのあたりは、施設の方に少し相談支援事業に参入してもらうような取組みも大事なのかなと思いますが、何かいいアイデアは、取組みはありますか。

（委員）

私も柏原市の自立支援協議会や、障がい者福祉計画の策定の委員長を務めさせていただいて、現場レベルでいろいろな話を聞かせていただく機会があります。まず、地域移行についてなんですが、そもそも計画を立てる段階で、一応大阪府の方から目標数値というのが下りてきて、それをそのまま入れるみたいな感じになっていて。だから、すごく機械的みたいなところがある。

　だから、本当は、実際に自立支援協議会の中で地域へ出して、出すというか、地域移行ができるような、実はご利用者さんがいるけど、実際に地域資源が追い付かない。要は、グループホームができれば、できるけど、じゃあグループホームが建設の予定があるかというと、ない。じゃあそれを、これからやっていこうかという法人もない。

　じゃあ結局、地域移行って何だろうというところの中で、何人かメンバーはいるけど、できないというような状況もあると思います。

　そこで、計画相談で例えば、建てようということで、計画相談が進み、目標を立てたとしても、それが実際の施策とつながっていかない限り、おそらく地域移行をしましょうしましょうというプランを書いたとしても、それは絵に描いた餅で終わっていくような気がしないわけでもないので、やはり実際の運用と体制等を連動して計画相談を進めていかないと、ただ書け書けというだけでは少しいけないかなということは、少し今話を聞いていて思いました。

　また、相談支援専門員の方々の力量にも非常に差があって、そのあたりも忙しさの中で、先生がおっしゃったように、これ以上負担を増やせというのはなかなか言いづらいなというのは、思いながら聞いておりました。

（委員）

　そもそもの話で、僕も先程、部会長がおっしゃった６％という数字が完全な絵に描いた餅になっていて、そして、結局その６％も義務化じゃないので、流されていっています。やはり、待機者リストも含めて、入所者リストですね、当然。今入所しておられている方の実態把握をした上でパーセンテージを決めるというようなことを、それこそが市町村の役割としていただいて、そして、計画を絵に描いた餅にしないこと。特に令和５年が策定年度になるので、ぜひそういうような働き掛けも一つかなと思って聞いていました。

（部会長）

　やはりこの６％というところの妥当性というのも、各市町村によってとか、施設状況によってだいぶ違うので、このあたり本当は細かに計画をつくっていかないといけないし、幾つかの市町村の方、話を聞くと、もう６％達成はほとんど考えていないというような、そういうことをはっきりおっしゃるところもありますので、やはり位置付けというのをもう少し本当は考えないと。そもそも計画の位置付けになってくるのが難しいですが、必要だと思います。

　まず出る場所というのが、グループホームの強化というのは一つ大きな課題だと思います。それこそ、そもそもないということもあり、やはり施設の方とか保護者の方がおっしゃるのは、移行にお金が掛かるという部分です。そのあたりも、もう少し何かクリアできるものがあったらいいです。

　あとは、やはりグループホーム自体が、さっき重度の方が移行できないと施設が思っているという背景の中で、やはりグループホームの世話人さんの中でその支援体制をつくるというのが本当に難しいです、今。なかなか世話人さんが若いスタッフでというところは少ないし、高齢の方たちがやられているという状況の中で、行動障がいに合わせた支援が本当にできるのかというところがすごく大きな課題かなと思います。

　このあたりがクリアされない限りは、計画をつくっても結局は絵に描いた餅になるというところがあるかなと思います。

　他に何か施設へのアプローチというところで、いかがですか。

（委員）

　入所施設におられる方へのアプローチとしては、何回も言うように距離的な部分だとか、施設の壁的な部分だとか、施設で支援されている方々のさまざまな価値観も含めて、地域が駄目だったから入所施設に来たのだろうという前提で、じゃあなぜ地域なのですかという話になると思うので。

　入所施設のアプローチは、一定のイベント的な形でプロジェクトチームをつくってやっていかないと、予算も掛かるかもしれませんとは思っています。というのが、大阪でやっていた平成１８年の地域移行推進事業です。結果的に数百人の人たちの地域移行が実現したので、そういった単年度でもそういったプロジェクトがあれば、地域移行で進むだろうとは、入所施設からの地域移行で進むと思います。

　ただ、あの後が継続しなかったのは、結局またそこから入所施設に行く人がどんどんいたということなので、東大阪の入り口支援ということだとも思いますが。

　もう一つ、やはりこれからは地域の方であるため、もともとは、その方に確実に相談員を付けて、そして入所支援を使うというイメージです。だから、入っても、しっかりとそこでプログラム、なにか支援を受けて出てくるということを前提に入所支援をするという。要は、取りあえず今は難しいかもしれないけど、入所施設の中で一定の支援がしっかりあって、それこそやっていただいた上で出てくる。

　知的障がいの方もそうですが、僕らがよくしているのは精神科病院を社会資源としてよく使います。３カ月だけ入院して戻ってくるなど。そういうのも当然相談員が付いているので、当然定期的なカンファレンスをしながらまた出て来るという形で。なので、入所施設もこれからの社会資源としてきっちりと使っていくような形も一つかなと思いました。

　やはり地域移行推進事業がグループホームに入居というのは、２０名、ないしは４０名ぐらいです。２年間で、やっていく事業でしたので、かなりそれは有効だったと思いました。

　泉大津で地域移行推進事業をやったときに『わたしの「個別支援計画」「個別支援会議」 地域で生活するために』というパンフレットをつくって、入所施設を回って、入所施設の人たちと地域で何がしたいですかと一つ一つ質問しながらつくったパンフレットで、地域移行をやっていきました。結局大阪府でつくった冊子で、わりとこれを使って地域移行をして、２０２０年のときに、全ての入所施設に実態調査でしています。入所者の今の状況を。そこで、結局希望はあるけど進んでいないという、あれからもやはり進んでいませんので、もう一つ何か、入所施設におられる方へのアプローチというのは何かこういった企画でやっていく方がいいのかなと思いました。

（部会長）

　一つは、イベント的に少し事業展開という形でプロジェクトを組んでいくというのは大事かなと思いますし、今のパンフレットなども、もう一度施設の方にケース的に流していくのは大事かなと思っています。

　大阪市も、実は各区の基幹相談支援センターが自分たちの区にある入所施設に訪問を行っていこうということが利用者のニーズとしてあるのかということを聞き取りにいこうということ。コロナの前に言っていたのですが、それはやはり停滞しているという状況もあります。そういうときに、こういう事業があるというのは、一つ後押しになるかなと思いました。

　あと、もう一つ、計画相談だけではなくて、そもそも地域移行については施設の利用者は、地域移行支援が利用できますよね。指定一般相談支援事業所を通じた移行ということも可能ですが、そのあたりのほとんどが精神病院からの移行になってしまっていて、入所施設が使われていないという、そういう実態もあるかと思いますが、そのあたりを使っている例というのはありますか。

　指定一般相談支援事業所の方も、わりと入所施設に行くというイメージでは取り組まれていないですね。そこをまた進めてもらうというのを。そこは、何か課題としては、何がありますか。

（委員）

　意向の確認だと思います。意向確認をやはりしていない。知的の重度の方の意向確認は、積極的にしていないだろうなと。できない、ないしはしていない。先程言ったように、もう家族は見られない、ないしは地域は難しいから行ったということで、そこでもう終着してしまっています。本人がどうだったかというところを聞く体制ができていない。

　だから、結局入所施設の方も、少し閉そく感もあるところもあるかもしれません。やはり、この方は難しかったということで、支援されている方々の。そう考えると、支援者のことも考えると、本人のことは当然ですが、意向確認をする体制づくりが一番大切だと思います。要は、意思決定支援会議を入所施設でどんどんやっていくようなイメージなのかなと思います。

（部会長）

　意思決定支援会議の大原則は、自由制限の最小化となっていますので、そう考えたときに施設から移行するというのは、基本であるという、そういう考え方というのを本当はもう少し。昔は言っていた時期もありましたが、最近は少し弱くなってきています。そのあたり、何か施設の方へのアプローチって何か他にありそうですか。

（委員）

　大事なことは、やはり利用者抜きでこういうことは決められないと思っていて、やはり私たちが「地域移行だ、地域移行だ」と言っていくときに、煽る自立はしてはいけない。あくまでも本人さんの暮らしを支えるということは、本人のペースで全てを考えていかなくてはいけないというのが大原則だと思います。

　そこをつないでいく中で相談支援の計画相談があり、そして、それを支えていく社会づくりのための自立支援協議会というのがあると思うので、ただ単に数値だけを掲げて、じゃあ地域移行が何％いったからいいという問題ではなく。

　十何年前、脱施設論というのがあったときに、とにかく出せ出せというような感じの中で、じゃあ結局今それで何が起こっているかというと、利用者さんが今施設に戻り始めてきているような状況がある中で、もう一度地域との連携の中でのあり方というところを、施設職員自体も自立というのがただ単にグループホームに移るとか、一人暮らしをするということが自立ではなくて、やはり人とのつながりの中で自立をつくっていくというようなシステムとセットで考えていかないと、結局また利用者を、自立をあおっているだけになってしまう感じになってしまう。

　だから、そこにきれいにきちんと自立支援協議会と計画相談の必要性を。その利用者を中心に考えていくためにもというような位置付けにしていかないといけないかなというのを今聞いていて、少し思いました。

（部会長）

　一方通行に、自立を利用者に負わせてしまう状況は避けないといけない。

　地域資源の中で。そもそも体験が少ないということもありますので、本来はもう少し利用者の方たちも地域の資源をもっと使えるような状況をつくれたらいいですが、コロナの状況もあって、本当に閉鎖的な環境になってきているのはあります。

　ある程度、施設の職員自体も、施設内の支援に完結してしまっていて、モチベーションを持てなくなっている職員も、本当に毎日ルーチン化してしまっていて、自立支援というところの楽しさが感じられない状況になっているので、そういうところでも職員のエンパワメント的な支援の中に入れていけたらなと思います。

　あとは、大阪市の方では施設からの一人暮らし体験。そのあたりを進めようという動きも出ておりますし、先程の強度行動障がいの方のグループホーム移行ということも、一応今年からやっていますが、件数としては０件です。だから、そこを少し進めないといけないなというところはもう少しありますが、そのあたりが。まだまだ、コロナもあるのか施設の方の理解というところが得られないのか、利用者の方のイメージ化というところが課題なのか、課題はまだあるかなと思います。

　地域の資源というところのお話もありましたので、次のテーマでまた同じように地域移行のための地域課題とか、支援者のモデルづくりというところで話をしていただけたらと思っておりますので、テーマ１の論点２の方に移りたいと思います。

（事務局）

　では次に、資料１の５ページを説明させていただきます。相談支援体制の相談支援が連携する地域資源の不足といたしまして、【論点②】「入所者が地域で生活するための環境や支援者のモデルづくり」についてご説明をいたします。参考４につきましては、大阪府相談支援専門員人材育成ビジョン。こちらにおきましては、求められる相談支援専門員像として、障がい児者本人やその家族等が、地域の中で自分らしく、希望する暮らしができるよう、◆本人の意思を尊重し、◆信頼関係を構築し、◆本人を中心に◆家族や関係機関等とネットワークを構築しながら支援をする専門職というふうに提示いたしております。こちらを提示し、専門性の高い支援者の育成に努めているところでございます。

　また、地域移行を進める上で、特に強度行動障がい者の支援のためには、障がい特性に応じて一貫した支援を実施する必要があり、専門性が高いものであることから、相談支援専門員、援護の実施市町村、各支援機関が協働したチームアプローチによる支援を行っていく必要があります。そうした連携を図ることができる支援体制の構築を行うためには、市町村の課題や資源等を整理し、強度行動障がい者への支援を検討する必要があります。

　そこで、大阪府で実施いたしました強度行動障がい地域連携モデルについて、ご説明をさせていただきます。本事業は、平成３０年度及び令和元年度におきまして、モデル地域として、豊中市、泉佐野市及び田尻町の二つの地域を選定いたしまして、協議の場を立ち上げ、それぞれの地域の課題整理、効果検証等を実施し、地域における支援体制について検討を行いました。

　参考５につきましては二つのモデル地域において、個別事例や家族アンケート等から、抽出され、認定した地域課題、地域課題の解決に向けた体制の方向性について記載しております。

　豊中市モデルでは、地域生活支援拠点が強度行動障がい支援の中心となり、コーディネート機能を果たすよう、整理されました。

　泉佐野市及び田尻町モデルでは、基幹型包括支援センター。基幹型包括支援センターには、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、子育て世代包括支援センター、自立相談支援機関の機能が含まれています。この基幹型包括支援センターが地域型包括支援センターの事例等を集約する仕組みが整理されました。

　参考６につきましては、この二つのモデル地域の検討プロセスを踏まえて、地域支援連携体制構築に至るスキームを整理したものとなっております。スキームでは、まず基礎調査等の事前準備を行い、地域の強み、困難事例から見える地域の課題を整理し、その課題を解決するための仕組みづくり、連携体制の検討、連携体制を継続するための協議の場の運営までの流れを示しているものでございます。

　論点２につきまして、事務局からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

（部会長）

　では、今論点２ということで、入所者が地域で生活するための環境や、支援者のモデルづくりということで、強度行動障がいの方の地域移行支援というところで、２市町村で行ったモデルについてご紹介をいただきました。強度行動障がいの方以外で地域移行を行っていく上で、どういったような環境、支援者のモデルというのがあればいいのか、それを支える計画相談とか、相談支援のあり方というところでご議論いただけたらと思いますが。

　この事業、宮﨑委員と私も参加させていただきました。感じたのは入所施設からというところではなくて、在宅からそのままグループホームとか一人暮らしという形で移行させていった例というのが幾つか出てきました。それを支える事業所さんというのが明確にあったところの方が、やはり動きやすいというのが分かりました。

　自立支援協議会の中に、そういった強度行動障がいの方の支援を行っていく生活介護の事業所さん。そこがあって、機能したなというのが泉佐野市や田尻町のモデルで、結構継続的にその後自立支援協議会の中で、強度行動障がいの方の地域支援というテーマで議論をしていかれた地域だと思いました。

　一方、豊中の方はそういう資源がなくて、地域で支援していくという体制で、かなり苦労されているなというようなイメージです。また、施設においても、そういった強度行動障がいの方に特化した支援というところで、例えば構造化みたいなことも、結構意見が一つの施設で分かれていて、推進派と「いやいや、そんなんすべきやない」というような感じで分かれていて、結構支援にばらつきが出ていて、もちろん移行みたいなところもなかなか課題があると思いました。

　ただ、豊中の方も、継続して強度行動障がいの方の支援についての検討部会を自立支援協議会の中につくるということで、一定この二つのモデル事業については、効果はあったとは思っていますが、地域の中で生活されている方の選択肢で、すぐに施設ということではなくて、そういった地域での生活を継続できると。グループホームや、一人暮らしで重度訪問介護を使いつつという、そういう選択肢ができるというところで、一つ意味はあると思っております。

　こういった地域生活を送る上での皆さんの方で、何かこういう取組みがあれば、地域生活の継続ができる。施設だけじゃない選択肢ができるということがあれば、教えていただけたらなと思います。

　特にこういった地域生活を進めていく上でのポイントは、何かありますか。

（委員）

　やはり社会資源の課題といいますか、社会資源、グループホームだとか、居宅、ヘルパーステーション、あとは日中活動、やはりそういったところが潤沢にといいますか、スキルがあって、重度の方を受け入れていく支援ができるという状態は必要だとは思いますが。

　田尻のケースもそうですが、そういう事業所さん任せにするのではなくて、その事業所さんを孤立させない仕組みというのが大切で、結局そこの、受けてくれるというところだけに偏ってしまうのではなくて、地域全体でというのは、やはり絶対必要だろうなと。要は、この事業所さんをバックアップする仕組みです。というのは要るなと思ったりもします。

　その重度の方、強度行動障がいのある方の支援で考えると、その方の支援をしていこうと。地域が難しいと決めるのは本人ではなく、結局家族がまず難しいと。それで、事業所が受けてくれないということで、家族が大変になるということで、結局本人の思いがそこでまた中ぶらりんになってしまっている状態です。そのため、家族の方がまず一番初めに言うと思います。もう難しいから何とかしてほしいと。それで、結局そこを受け切れない地域があったら、家族の方は地域に対して、やはり信用をなくしてしまい、地域で受けてもらう、グループホームの生活というところなどに行きにくくなる。だから、入所調整という形になっていくだろうと思います。

　例えばいつの時期かと思って。僕は生まれてからの話になると思います、強度行動障がい関係なく。家族支援の重要性というのは、やはり地域の中で生まれてからの話になるかなと思います。

　事例としまして、この地域移行推進事業があったときに、僕らはグループホーム、つまり推進事業なので、何件かしないといけないノルマがあったときに、地域の方々にビラをまきました。家族と生活されている知的障がいの方や重度の方に。地域で暮らしませんかと、和泉市でまきました。分かりやすかったのは、家族の方が地域って何？という話でした。

　うちの子は、支援学校に行って、家に帰ってきて、１８年ですから、ヘルパーさんぐらいしかなかったときです。そして、それこそ生活介護に行って帰ってくるから、近所付き合いもないし、その子にとっても地域がないので、私がいなくなったら入所施設で安心して暮らしてほしいという思いでした。

　なので、僕が、そこでやったのが、学童保育、地域の中で、障がいのある子どもたちが過ごす場所が要るということで、和泉市でタイムケア事業を始めました。

　タイムケア事業を始めることで、和泉市は１０校区ありますが、中学校区に１カ所ずつ事業所さんに手を挙げてもらって、そこで障がいのある子どもたちが過ごす。今でいう放課後等デイサービスみたいになっていますが、それをつくりました。それをすることによって、小学校１年生から、当時何もなかった、ガイドヘルプしかなかった、ショートステイぐらいしかなかった時代に子どもたちが集まる場所ができた。それを家族が使える社会資源だとわかったときに、平成18年にタイムケア事業を使って育ったその10年後、彼らが23歳になったときも社会資源を使うようになって、みんなグループホーム、ショートステイを使っています。子どものころから社会資源を使った子育てを文化として、根付かせていくことによって、どちらかといえば家族の方が先に諦めるのではなくて、家族は難しいけれども、やはり社会資源を使って生活ができないかなという発想になっていただくというのも一つかなと思いました。

（部会長）

　小さいときから社会資源を使っていたら施設という選択肢だけでなく、地域資源を使った選択肢が出てくるということですね。幼少期からのそういった地域のつながりの中で、生活というのは継続していくという選択肢が自然と出てくるという話ですよね。そういう意味で言うと、障がい児からの支援がすごく重要だということですね。障がい児の相談支援というところも、そういった地域資源につながりながら選択肢の中で、施設以外の選択肢をしっかり理解してもらうということが大事だということだと思いました。

　いかがですか、東大阪の中で、地域生活を継続していくためのポイントとか、そういったところがあれば教えていただきたいですけど。

（委員）

　今の話の流れで言うと、東大阪市がとても力を入れているのが障がい児の相談支援かなと思っていて、私さっき大阪府下の各市町村別のを見て、わりと驚いていたのですが、数年前は、東大阪市は５、６年前にサービス計画が広がっていくときに、障がい児こそ親以外の第３者を入れて相談支援を付けないといけないというのを市がすごく強く打ち出したので、東大阪市はそれ以降ずっと障がい児の方のサービス計画は今データで出ていたのは九十何％でしたが、それは、保健師さんが担っている部分があるので、今、そこは保健センターがやる教室に変わっているので、児童発達支援と放課後等デイサービスのところで言うと、障がい児が使うサービスに関しましては、相談支援１００％に今なっていると思います。

　これは、もう早くから市（行政）の方がそういうふうに打ち出したので。

　ただ、東大阪の課題としては、大人になるときにセルフに切り替わっちゃうという悲しい現実がありますが、でも今少し見ていたら、大阪府下で他の市町村もわりと障がい者より障がい児のサービスの方が計画作成の達成率が高いところがあって、ああ、そうなんだと思いながら見ていました。うちの市の一つ、特徴的なところかなと思います。

（部会長）

　先程の選択肢みたいなところで、特別支援学校が終わった後に、すぐに入所の施設みたいな選択肢とか、ある程度年齢を重ねた中で選択肢として入所施設になりがちだという状況は、小さいときの支援があったときには減ってきている印象はありますか。

（委員）

　卒業を待って施設にというケースは、そういったら基幹相談の立場ではあまり聞かないと思っていて、子どものころにやはり、親も相談できているというのも大きいですし、あと、サービスが今すごく入っているので、サービスを提供している事業所の方も、やはり地域で見てきたからもう少し頑張れるところは、そういう働きはわりとされているのではないかなと思います。どちらかというと、障がい者のサービスに切り替わってから、それでも落ち着けなくて、入所施設へのようになっている方の方が多いような。そういえば、あまり聞かないなあ、子どもからすぐにというのは。というのは、少し思っていました。

（部会長）

　やはり障がい児のときからの支援に、力が入っているかどうかで変わる部分というのは、地域イメージも付きやすいかどうかというところがあると思いますし、やはり保護者に対する支援というところがどれだけ継続的にできるかというところですね。

　強度行動障がいの方の支援のプロジェクトのときも、課題になったのは家族さんに対する相談支援とか、強度行動障がいの方への関わり方みたいなアドバイスをする人がなかなかいないというところで、もう家族さんも限界で、いっぱいいっぱいになって、もうどうしようもないという状況で、入所施設の選択しかないのかと思い込んでいるという部分もありますね。

　だから、そのあたりのアプローチというところをもう少ししていかないと。やはり、今は８０５０で限界にきているご家族さんもいますので、そういった家庭に早めに地域サービスを使っていただくとか、地域の中での生活というところもイメージ化できるような取組みが大事と思います。

　そういうところで言うと、今期待しているのは岸和田市が障害者手帳で重度の方で、サービス利用をしていないところに訪問相談を掛けるということで、お手紙を送って訪問していいですかということで聞いて、相談を始めるということをやる予定を。今数件あったのかな、と思いますが、そういったようなアウトリーチ的な対応というのが出てきていますが、そういったことっていかがですか。例えば門真の方で、そういう取組みの実現性はありそうですか、その効果性とかを含めてですね。

（委員）

　特に今岸和田市さんが取り組んでいるようなことをしようかなというのは、あまりないです。やはり門真市の地域性としては安心であるとか、貧困、生活保護が多いみたいな感じです。なかなか地域で取り組むというのは、少ししんどいかなと思っています。

（部会長）

　かなり市町村の中でそういった取組みってハードルも大きいかなと思います。逆に、貧困からのアプローチで発見に至るとか、サービスにつながっていくというケースも、今後増えていくと思います。特に、重層的支援体制の構築という、各市町村で今進めているところだと思いますので、そこを現場の相談支援員の方がどのようにつないで困難事例の検討が市町村ごとにできるのかというところの構築は、すごく大きな課題だと思っています。

　今いい流れとしては、先程も少し紹介のあった自立支援協議会の中で会議体の位置付けというのが行われる可能性が高いというのは、多分間違いないだろうと、位置付けできるだろうというふうには思っていますが、そうなったときにしっかり重層的な体制の中で検討を行えるということが重要になるかなと思います。

　委員さんいかがですか、地域生活の継続性というところでポイントとなるのはいかがでしょうか。

（委員）

　やはり障がい児からのつながりというところを聞いていたのですが、今インクルーシブ教育になっていく中で、今小学校であったり、中学校であったりとしても、やはりその辺で基本的に施設ではなくて子どもたちと関わっていく機会というシステムが、今小学校、中学校で、できつつある中で、結局義務教育が終わってしまうと、福祉で入所みたいな流れになってしまっているので、教育とのつながりというところがすごく今大事だと聞いていて思いました。

　もう一つが、さっきから自立支援協議会というところがすごく出てきている一方で、自立支援協議会、私は今大阪ではまだしっかりやっていないですが、今兵庫県や、隣の奈良県などは、そもそも相談支援専門員が自立支援協議会を知らない、活用も分からないというところもあって。

　だから、年に何回かやっている全体会を自立支援協議会と思っていたり、部会自体の活用が分からなかったりというところもあるので、そこの自立支援協議会の位置付けを明確にしながらも、やはり地域の状況に応じた中で、その活用方法などもしっかりと研修の中で伝えていかないといけないなというところが、今聞いていて思ったところです。

　あとは、地域移行になったときに、先程アウトリーチと言っていましたが、これからは伴走型支援といわれるようになってきているので、これから新しい地域社会の中では、すごくキーワードになってくるだろうなというのは思いました。

（部会長）

　教育の、特別支援学校、特別支援学級の先生方も、地域で生活するというところの啓発というのは大事かなと思います。実は、児童養護施設や、障がい児施設に入所している子どもが退所していくときに、選択肢が結構施設の継続と言われることがあったりするみたいです。やはり、そこは教育側からも言われることも多いし、児童相談所の方からそういう判断が出てくることも多いですが、そういうところも啓発というところは今後していかないといけない部分だとは思います。

　あと、相談支援が自立支援協議会でつながっていないという状況は、先程の、大阪の場合一人相談支援事業所も多いので、やはり相談支援事業所って一人で絶対抱え込んでしまってはいけないです。スキル的にも、支援の幅というのは広いので、どうしてもバーンアウトにつながってしまうことも多いです。

　だから、支え合う体制というのは、前の、それこそこの検討の中で言っていた人材育成というところで言うと、しっかり位置付けないといけないと思いますので、また、このあたりは研修の中で少し強化できたらなと思っているところではあります。

　他いかがですか。何かこういう地域での取組みが大事だというところでありますか。

（委員）

　やはり地域を考えていく中で、まだまだ圧倒的に高齢者と比べて地域資源が足りない。

　もう本当にそこで、例えば本当に同行援護を使いたいと言っても、まず同行援護が市町村にない。ガイドヘルパーの養成はしているけれども、養成したら、その方たちの今度の働く場がなかったというところで、やはり社会のシステム自体が、まだ大阪が追いついていないところがあるので、そこは、市町村とか各法人のマンパワーだけでは限界があるので、そこを府としても、少し方向性をしっかりとバックアップをしていかないと。「やってけ、やってけ」というだけでは、本当に地域が追い付いていかないだろうなというのは思います。とにかく地域資源が足りない。

人材がいないというところだと思います。

（部会長）

　人材もそうですし、サービスも足りていないという状況。特に、先程の強度行動障がいの方の地域移行支援といったときには、重度訪問介護を利用していかないといけないという状況がありますので、そうなると、事業所さんは人がいないとか、そういうところの大きな課題があります。ここを何とか、府としてもバックアップできるものがあればいいかなとは思います。

　このあたりは大きな、単価の問題にも関わってくるところではありますが、大きな問題かなと思います。

　いろんな意見を出していただいたかと思いますので、またこのあたりを整理して、府の自立支援協議会の方にもお伝えできたらと思っております。

　他どうですか。

（委員）

　あと、社会資源的には少ない状況ではありながら、まあ少ないですが、強度行動障がいのある方を支援されている方も、増えてはきています、少しずつ。それは、加算があるからだと思います。それで、加算があるから受けているのですが、結局受けきれないなどの状態もありますが、逆に頑張っている事業所さんも少しずつ増えてきていて、そういう事業所さんの好事例とは言わないですが、受けている状況なども協議会なんかで共有できたらなと思います。はなから難しいと思っている人もたくさんおられるので、そうではなくて、このように連携をしながら本人を支えていく仕組みなど。

　あと、相談支援でいうと、体制整備加算で行動援護の研修を受けたら体制整備加算を取れる事業所さんがいるので、そういう意味でも強度行動障がいのある方の地域生活支援のプランの書き方、逆にネットワークのつくり方、課題の抽出の仕方とかというところですね。そこは、やはり相談員として、まずは持った方がいいかなと。

　特に医療的ケアの、今コーディネーターの養成をやっていますが、医療的ケアも、まだまだ社会資源が少ないじゃないですか。

　そのときに、プランの中にも実際こういう支援が必要だが、ここの部分は足りないことも書きながら、きちんと課題も書きながらプランを見直していくと。あるものを何とか見繕っているのではなく、それで我慢させているのではなくて。時間数もこれだけ、こういう社会資源が必要だということもきちんと残しながら、それを逆に言うと、協議会の中で、プランの中でこういう課題が残っていますということを抽出してもらえるような仕組みも。

　おそらく強度行動障がいの方も、まだまだ社会資源が足りないということも、もっと洗い出していった方がいいのかなとは思います。

　なので、体制整備加算を取っているところは、逆に少し、そこは整備加算を取っているわけですから、少しそこは力を入れようねというようなことはまだ言ってもいいのかなとは思ったりします。

　ちょうど、手前みそになりますが、うちは強度行動障がいの方のグループホームを砂川や、それこそ、コロニーから地域移行をどんどんしてもらっていて、地域で暮らしていますが、一つはグループホームをしようと思ったら、既存の３ＬＤＫとか、今の日本のつくられている物件じゃあやはり難しいわけです。強度行動障がいの方は感覚過敏がひどすぎますし、過剰なので。やはりサイズ感、空間デザインというのが必要になるので、それこそバックアップしてもらえるのであれば、そういった設備費なんかをバックアップしていただけたら、もっと受け手はできるのではないかなと。

　住環境については、また別の研究で、たぶん強度行動障がいの別の研究でされていると思いますが、やはりそういったやる側も、ハード面への補助。

　それで、一つ。これはいろんな意見がありますが、一定環境さえ整えば、支援がそんなにできなくても、環境があれば、ある程度の支援はいけます。その後に支援が付いてきますから、基本的には氷山モデル。当然、行動援護なので、氷山モデルがつくれるなど、アセスメントはできていますが、支援がすごくうまくいかなかったとしても、一定の環境さえあれば、利用者さんとの不安、または、その状態の改善は見込めますので、そういった事例も含めて、何か共有できる場があったら、もっと社会資源も増えていくきっかけになるかもしれないと思いました。以上です。

（部会長）

　一つ、環境へのバックアップというところが何かしらあればというところです。なかなか適した環境がないので、やはり改善していく。住宅改修みたいな形とか、そういう適した建物をつくっていくというのも、今後求められるのかなと思いますし、やはり強度行動障がいの研修を受けた方とか、加算を取っているところの方たちですね。その人たちが地域の中で、自立支援協議会の中で、一つキーパーソンになって、スーパーバイザーのような位置付けというところがあれば。やはりそこが。

　かなりボランタリーにそういうようなアドバイスをたぶん他のところにしていると思いますが、ボランティアではなくて、スーパーバイザー、派遣みたいな形で、少しお金でも付けられたら、だいぶ違うのではないかなという気はします。そのあたり。

（委員）

　東大阪が実は、今言っていた重度障がい者グループホーム利用促進事業というのをやっていて、まさしく今先生がおっしゃった講師派遣の謝礼などを出せるような枠組みをつくったのですが、これが実はつくったものの、あまり生かしきれていないという実情がありましたが、冒頭に申し上げた地域生活移行利用促進プロジェクト。自立支援協議会でやっているプロジェクトの中で、うちの市も自立支援協議会に予算が付いていないもので、なかなか学識の方とかを呼ぶのが難しかったのですが、このグループホーム利用促進事業というのを少し市の方が当て込んでくれて、今大学の先生に来ていただいたりしているのですが、そこに少しお金を出せるような感じになっています。

　想定していたのは、一つのグループホームにうちの地域の中で、とても良い取組みをしている他の法人のグループホームの方がアドバイザーで行うことや、ＳＶで行うことを想定していたのですが、まだ少しそこまで追い付いていなくて。今は、自立支援協議会の中で、その取組みの第一歩というか、そういう感じでやるようになって。

　具体的にすごく広がっているとか、そういうのはまだまだ全然見えてこないですが、取組みの第一歩というのが始まったかなというような状況です。

（部会長）

　また、そういった良い取組みというのを府の方にも調べていただいて、ご紹介いただけたらなと思います。あと、東大阪の方も、この間行政の方とお話していたら、生活支援拠点事業の体験が始まっているけど、なかなか利用が進んでいないということを伺ったのですが、一つは生活支援拠点事業の体験をやっていない市というのも結構多くあるのですね。緊急ショートと相談支援のみでやっているところが結構あるので、やはり移行というところで考えたときには、そういう８０５０の方たちの一人暮らし体験、そういったような体験というのが緊急状況になる前から利用できるよう、ある程度利用の枠も広げた上であったらいいなと思います。

　門真の方はいかがですか、生活支援拠点事業体験というところでは。

（委員）　門真ではやっていないです。

（部会長）

　はい。大阪市も今年の１１月、１２月から始まったところです。だから、今後というところではありますが、またこの体験の方も実態というところが見えてくると、他市も取組みがしやすいかなと思いますし、地域生活の継続というところでも重要と思っています。他いかがですか。

（委員）　さっき先生が紹介してくれた東大阪の体験教室事業があるのですが、なかなかそれが使い勝手が悪いみたいな話になって、お金が安いというのもありますが、結局部屋だけ借りても、そこに支援員が付かないというのもあって。

　そこで、東大阪である体験教室というのが、部屋と場所、ベッドはあるけど、じゃあ誰が支援に付くのというところで、その居室。在宅以外のところにいつも支援で行っているヘルパーさんを派遣できるような仕組みにしてくれないかなど、そんなところをいろいろ市の方に言っていて、そこも体験教室で、賃貸借契約をしてくれたら、そこを居室と見なして、ヘルパーを出すことができるなど、そこも市と協議しながらですが、一応地域生活支援拠点の話し合いの中でそんなことも出始めております。

（部会長）

　やはり、ヘルパーを使いながらの利用をしっかりできるようにしていかないと、意味はないかなと思います。はい、他いかがですか。何かこのあたりで意見はありますか。

　もし意見がないようであれば、資料２の説明を事務局からしていただこうと思っています。じゃあ事務局、ご説明をお願いいたします。

**２　議題２「令和４年度障がい者相談支援事業の実施状況等の調査結果概要」**

（事務局）

　では議題２、「令和４年度障がい者相談支援事業の実施状況等の調査結果概要」について、ご説明いたします。

　先程も冒頭ご説明させていただきましたので、少し省略させていただきます。まず、スライド３、４からですが、こちらは市町村における障がい者相談支援事業です。委託もしくは直営・委託のいずれかで実施されており、３障がい、身体・知的・精神障がい一元化しての実施が３３市町村、障がい種別ごとでの実施が９市町村となっております。

　スライド１４以降ですが、こちらは国の調査に大阪府で追加した調査の結果概要になっています。

　スライド１５、１６は先程ご説明させていただいた廃止事業所についてです。

　こちらから、スライド１７の方からは、その追加項目ということで、府が独自で追加した調査の結果概要になります。主に、府内指定特定相談支援事業所及び指定障がい児相談支援事業所の令和３年度報酬改定に伴う基本報酬や加算状況等の請求実績について、調査を行ったものでございます。質問項目につきましては、参考資料の２のところに項目がございますので、またご参照ください。

　まず、スライドの１７ですが、指定特定相談支援事業所のうち、機能強化型基本報酬を請求した実績のある事業所数を記載してございます。令和４年４月請求分で機能強化型サービス等利用支援費（Ⅰ）から（Ⅳ）までを請求した実績のある事業所数及び割合は記載の通りとなっております。

　スライド１８から１９につきましては、各加算の項目に対する有効回答数から、届出ありの事業所数と届出予定の事業所数及びパーセンテージを示しているものでございます。

　スライドの２０ですが、「加算に該当するが、請求していない理由」ということで、回答をいただいております。回答に当たっては「手続きが煩雑である」ことが一番に挙げられており、次に「内容が分からない」となっております。その他の理由としては、「作成する量が多い」、「加算算定に係る業務量の増加に対応できない」、「報酬が少額」などが挙げられています。

　また、令和３年度の報酬改定に伴う運営状況につきましては、指定特定相談支援事業所においては、運営が改善した事業所が１６％、改善していないと答えた事業所は３４．１％になっております。

　スライド２１ですが、基本相談以外で報酬に反映されない相談対応についてですが、一週間平均１２回、１日当たり９４分となっております。頻度の多い対応といたしましては、書類提出等の確認や、スケジュールに関する電話対応が多くなっています。また他にも「家族、近隣住民、事業所等とのトラブルの仲介」「頻回な電話」、「コロナ対策全般に対するサポート」等が挙げられております。

　スライド２２以降につきましては、指定特定相談支援事業所同様に各加算の請求実績について、障がい児相談支援事業所の状況について伝えております。

　スライド２５につきましては、障がい児相談支援の加算状況というもので、加算に該当するが提供していない理由ということで、「手続きが煩雑なため」が４５％、「内容が分からないため」が次いで２８．６％という状況になっております。

　続きまして、スライド２６です。「重層的支援体制整備事業」についての実施状況になっております。令和３年度から実施しておりますのは、豊中市、大阪狭山市となっております。令和４年度から実施予定が８市町村、令和５年度からは６市町村、検討中が６市町村、未定が２１市町村となっております。

　スライド２８につきましては、事業所及び相談支援専門員の確保のために実施している取組みについて記載しております。「管内の相談支援事業所に相談支援専門員の増員を働きかけている」が最も多く、その次に「基幹相談支援センターまたは市町村職員が助言を行っている」が挙げられております。

　スライド２９の相談支援専門員の資質向上のための取組みといたしましては、「事業所間の情報交換の場を設けている」が最も多く、その次に「基幹相談支援センター又は市町村職員が助言を行っている」、「研修を行っている」が挙げられています。

　スライド３０ですが、「計画相談支援及び障がい児相談支援の給付」について、データを掲載しております。まず、支給決定に関しての取組みといたしましては、「特定の相談支援事業所に業務が集中しないようにしている」が最も多く、続いて、「セルフプラン作成者への働きかけ」といたしましては、「相談支援専門員による計画作成について十分な説明を行っている」、「相談支援専門員によるケアマネジメントを希望の有無を確認している」が挙げられています。

　スライド３１～３３につきましては、主任相談支援専門員についてデータをまとめております。

　スライド３１につきましては、主任相談支援専門員研修修了者を管内の指定相談支援事業所等に周知している市町村が１５市町村となっております。また、主任相談支援専門員に期待する役割といたしましては、「人材育成・後進の指導」が最も多く、「困難ケースへの支援」、「地域・協議会における中核的な役割」などが大事な役割として挙げられております。

　スライド３３につきましては、主任相談支援専門員を配置していない市町村について確認しておりますが、府が実施する主任相談支援専門員へは推薦していない理由といたしましては、「経験年数の不足」、「人材がいない」というような理由が挙げられております。

　スライド３４につきましては、相談支援全般の課題でありますが、市町村独自の取組みが掲載されております。

　また、スライド３５～３９におきましては、基幹相談支援センターについての設置に向けた課題であります。基幹相談支援センターが設置されたことによる機能別の評価等を掲載させていただいております。

　スライド３６～３９におきましては、基幹相談支援センターが設置されている市町村につきまして、機能別の効果というのを掲載させていただいております。まず「総合的・専門的な相談支援の実施」においては、「困難事例への対応がスムーズになった」、「３障がいにおける相談対応ができるようになった」などが挙げられており、「地域の相談支援体制の強化の取組」の効果においては、「地域自立支援協議会の活動が活性化された」などが挙げられています。また、「地域移行・地域定着の促進の効果」については、「関わってくれる事業者や住民が増えた」など、「権利擁護・虐待防止」の効果においては、「本人や家族からの相談等が増えた」、「通報件数が増えた」などさまざまな効果が見られております。

　資料２につきましての説明は以上となります。

　続きまして、参考資料１、ご参考までに、令和４年度の「大阪府相談支援従事者研修の実施状況」について、ご説明をいたします。令和４年度の相談支援の初任者研修につきましては、相談支援専門員として従事しようとする方を対象とした７日課程につきましては、年３回実施しておりまして、募集定員が４８６名、第１回の修了者は１７０名、第２回・第３回目の定員は、それぞれ、１４４人、１６２人の計３０６人となっております。

　また、サービス管理責任者として従事しようとする方を対象といたしました２日課程につきましては、募集定員は１，８００人、第１回の修了者は５９１人、第２回・第３回の定員は、それぞれ６００人ずつの計１，１００人となっております。

　また、初任者研修修了後、翌年度から５年ごとに受講しなければならない現任研修につきましては、年２回実施しておりまして、募集定員は３６０名、第１回目の修了者は２０９名、第２回の定員は１９２名となっております。

　専門コース別研修につきましては、大阪府障がい者自立相談支援センターで実施をしております。既に実施いたしました「地域移行・地域定着支援コース」につきましては、募集定員８０名に対し、修了者は６９名でございました。今後実施予定の「指導者養成ファシリテーションコース」は、募集定員が５０名、また、今年度新たなテーマとして、実施いたします「障がい児支援コース」につきましては、定員６０人で、こちらは相談支援専門員及び児童発達支援管理責任者を対象に、合同で実施をする予定となっております。

　続いて、令和４年度の主任相談支援専門員研修ですが、１９の市町村から４０名の推薦がありました。令和元年度から今年度までの修了者を含めまして、３６市町村、１６６名の主任を養成いたしたところでございます。

　資料２及び参考資料１の説明については以上となります。

（部会長）

　これらの調査結果と、相談支援従事者研修をはじめとした研修の実施状況を見ていただいて、皆さんご意見、またご質問等があれば、いただけたらと思っております。いかがですか。

　以前からあったデータでもそうですが、やはり加算の取得状況というのは、あまり良くないというのが出ていまして、やはりその中においても、手続きの煩雑さというところが課題のようですが、以前から比べると書式等の簡略化がされるということですが、加算をもう少しとっていただくポイントは何かありますか。

（委員）

　加算の取得状況が悪いというのがうちの市でも分かったので、相談支援事業所を集めて市の方から、行政の方から説明をしてもらいました。そのときは、すごく分かりやすかった、よかった、加算につなげたいと思うみたいなアンケート結果が返ってきたのですが、そう言われれば、その後追っかけていないなと思って。やったのも１年半以上前なので、少し効果測定した上で定期的にしないといけないかなと思ったのが今一つあるのと。

　やはり、そうやって説明会を開かないといけないという制度の複雑さみたいなのは、少しあるとは思っております。

（部会長）

　そういうところが、やはり使いにくいというのが大きな課題としてあるかなと思いますが、ただ、やはり説明があると、少し理解は進むというところに。これから継続的な姿勢ということにつながっていくことが大きいですよね。

　そういった方法というところを常時分かりやすく示せるような動画があるとか、そういうのを検討するということが出ています。また、こういうのも本当は市町村ごとではなくてもいいのかもしれないですね。府全体でこういった書類の作成というところでの簡略化というのがあってもいいと思います。他、何か気になったところとか、府の方に確かめておきたいところとか、あと、こういう質問をしてみたらどうかというところで、追加の質問等があれば言っていただけたらと思います。いいですか。

　今日の皆さんご意見をいただいた中で言うと、３０ページのところに障がい児の計画相談のことが書いてありますが、ここで障がい児だけではないか。ケースは少ないですが、相談支援員によるケアマネジメントの希望の有無ですね。セルフからケアマネジメントという形で移行していくというところの確認が３０．５％というのがどうなのかなというのは、一つ気にはなります。

　セルフに対しての基幹のモニタリングというのも、セルフなので、当然モニタリングもないということが出てきてしまいますが、そのあたり、そのセルフプランに対するアプローチって何かありますか。

（委員）

　セルフプランの方、または逆に相談員の契約を切って、自分でされるという方、だから保護者の方も。そういう方も、当然存在されますので、基本的には地域の相談支援センターですね。委託相談に、地域の相談員につなげるようにはしています。要は、書き方は教えてもらえますよという形で、困ったときにそこに相談できますよということで、指定特定でなく、地域の相談事業所にはつなげるようにはしています。要は、孤立させないという感じで、そこはすごく意識はしています。

　そして、もう一つ、例えば事業所につながっている場合、さっきの岸和田のようにつながっていない場合は、アウトリーチしかないですが、例えば放デイはつながっています。でも１カ所だけなど。その辺りは、きちんと出さないといけないと思っています。単一事業所の方も、やはりリスクが大きいです。今回コロナで、そこが止まってしまったら、もう行くところがないとなりますので、複数事業所があるかどうかというところも、やはり視野に入れて相談員の方には、このケースは１カ所しかないというところは、やはりここはハイリスクになるというところを前提に、緩やかな見守りをどうするかという議論に挙げていかなければならないケースというのを。

　一定相談員の方で出していく仕組みは必要かなと思ったりもしています。意識はして声は掛けるようにはしていますが、体制的に、では相談支援専門部会でそれをしようという号令を掛けているか。そこまでいっていないです。以上です。

（部会長）

　やはり、児の方に対して計画相談をやっている方たち、相談支援の方たちに、少しやはりそういうケースですね。単一事業所しか利用していない、そして、セルフプランのケースというところで、何らかのアプローチをしていく体制、見守りとか支えていく。何かあったときに相談ができるような体制は、常にセルフの方に対しても必要かなと思います。

　児の方の計画相談の相談支援員のネットワークというところも、少し気にはなりますが、そのあたりというのは、東大阪は１００％というところですが、だいたい問題なく皆さん入られていますかね、児の相談の方たち。

（委員）

　東大阪市は、相談支援の集まりとは別に、障がい児の相談支援だけの集まりもあって、そこには市の方も障がい児サービス課というのが、者の受給者証とは別に子どもの、児の受給者証を発行するところが別の課になりますので、そこの課の担当の方とかも、その会議に出てきてくださっていって、わりと児の方がネットワーク的には顔が見える。数が少し少なかったりするので、顔が見える。者に比べたら少ないので、関係性はできていたりするのかなというのは市の中では感じています。

（部会長）

　そういった児の支援の相談員たちのネットワークの実態というのも、もう少し挙げられたらいいのかなと思いました。また、こういった調査については、こういう調査をした方がいいとか、研修も。またご意見があれば言っていただけたらと思っております。

　少しお時間の方も迫ってきておりますが、特にご意見はありませんでしょうか。大丈夫ですか。

　それでしたら、最後のところですね、議題の３のその他というところでご説明をいただけたらと思います。

**３　議題３　「その他」**

（事務局）

　その他ということで、今後のスケジュールについてご説明をさせていただきます。本日いただきましたテーマ１「障がい者の地域生活移行を支えるための相談支援体制について」へのご意見を踏まえまして、テーマ２「市町村の相談支援の機能を発揮するために」、テーマ３「これからの人材育成と確保のために」について、継続して審議してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

　事務局からの説明は以上となります。ありがとうございました。

（部会長）

　本日、さまざまなご意見を挙げていただきましてありがとうございました。本当に幅広い内容で、僕の方もしっかりまとめきれていなかったかなと思いますが、整理をさせていただいて、また府の自立支援協議会の方にご報告させてもらえたらと思っております。次回は、少し大きな枠組みですよね。基幹の位置付けとか、委託相談の位置付けという三層構造についても、皆さんのご意見をいただけたらと思っております。

　また、今日もう少し言い損ねた部分とか、ご質問等がありましたら、事務局の方にもご遠慮なく言っていただけたらと思っております。

（事務局）

　部会長、長時間の進行をいただき、ありがとうございました。また、委員の皆さまも、遅い時間まで活発な議論をいただき、ありがとうございました。

　今後、先程部会長からもありましたが、本日の議論を踏まえまして、次回以降は、検討テーマの２と３について、引き続き、令和４年度と令和５年度についてもご議論をいただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

　それでは、これをもちまして「令和４年度　第１回大阪府障がい者自立支援協議会ケアマネジメント推進部会」を閉会いたします。本日は長時間にわたり、誠にありがとうございました。